

# 地方消費者行政の現況（ポイント）

令和7年12月



## 1. 相談窓口の状況

(1) 市区町村(政令市を除く。)における相談窓口(消費生活センターを含む。)の設置状況：センター設置数は減少。

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和7年	前年差	
相談窓口設置の市区町村数 (設置率)	1,375 (77.6%)	1,490 (86.1%)	1,580 (91.4%)	1,603 (93.1%)	1,627 (94.5%)	1,717 (99.8%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	1,721 (100.0%)	0
うちセンター設置 (センター設置率)	379 (21.4%)	525 (30.3%)	636 (36.8%)	725 (42.1%)	773 (44.9%)	814 (47.3%)	862 (50.1%)	932 (54.2%)	1,019 (59.2%)	1,084 (63.0%)	1,083 (62.9%)	1,095 (63.6%)	1,116 (64.8%)	1,118 (65.0%)	1,132 (65.8%)	1,132 (65.8%)	1,128 (65.5%)	1,128 (65.5%)	▲ 4
うち単独設置	348	462	536	577	601	622	647	660	691	724	727	726	729	732	733	736	731	731	▲ 5
広域連携	31	63	100	148	172	192	215	272	328	360	356	369	387	386	399	396	397	397	1
うち相談窓口設置	996	965	944	878	854	903	859	789	702	637	638	626	605	603	589	589	593	593	4
うち単独設置	989	959	939	869	843	893	849	783	694	635	637	626	605	603	589	589	593	593	4
広域連携	7	6	5	9	11	10	10	6	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
相談窓口未設置の市区町村数 (未設置率)	396 (22.4%)	241 (13.9%)	148 (8.6%)	119 (6.9%)	95 (5.5%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
(参考)市区町村数	1,771	1,731	1,728	1,722	1,722	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	1,721	0

※「広域連携」欄については、広域連合、一部事務組合又はその他の広域的な連携により相談窓口(消費生活センターを含む。)を設置している自治体の数。

(2) 消費生活センターの数：都道府県および市区町村(政令市を除く。)で前年比減。

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和7年	前年差
全自治体計	501	611	684	724	745	763	786	799	830	855	858	853	854	856	857	858	847	▲ 11
都道府県 (うちサブセンター数)	123 (76)	116 (69)	113 (66)	110 (63)	106 (59)	103 (56)	102 (55)	97 (50)	94 (47)	88 (41)	88 (41)	86 (39)	86 (39)	86 (39)	86 (39)	84 (37)	81 (34)	▲ 3 (▲ 3)
政令市 (うちサブセンター数)	26 (8)	30 (11)	30 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	31 (11)	28 (8)	26 (6)	26 (6)	26 (6)	26 (6)	26 (6)	0 (0)
市区町村(政令市を除く。)	351	462	538	579	603	624	648	661	693	725	728	727	730	732	733	736	731	▲ 5
広域連合及び一部事務組合	1	3	3	4	5	5	5	10	12	11	11	12	12	12	12	12	9	▲ 3

※ 赤枠内は「令和7年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果(調査時点は令和7年4月1日)。

## 2. 消費者行政担当職員の配置状況

(1) 消費生活相談員の配置：相談員数は前年比増。資格保有者は前年比増。

単位（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
																	前年差	
全体	2,794	3,138	3,313	3,381	3,362	3,337	3,359	3,384	3,421	3,424	3,379	3,324	3,335	3,313	3,332	3,349	3,355	6
うち資格保有	2,138 (76.5%)	2,325 (74.1%)	2,484 (75.0%)	2,561 (75.7%)	2,542 (75.6%)	2,605 (78.1%)	2,651 (78.9%)	2,692 (79.6%)	2,691 (78.7%)	2,784 (81.3%)	2,770 (82.0%)	2,672 (80.4%)	2,646 (79.3%)	2,659 (80.3%)	2,662 (79.9%)	2,759 (82.4%)	2,794 (83.3%)	35
うち消費生活相談員 資格試験合格者※	-	-	-	-	-	-	-	-	512	964	1167	1248	1,324	1,439	1,571	1,737	1,795	58
うち資格未保有	656 (23.5%)	813 (25.9%)	829 (25.0%)	820 (24.3%)	820 (24.4%)	732 (21.9%)	708 (21.1%)	692 (20.4%)	730 (21.3%)	640 (18.7%)	609 (18.0%)	652 (19.6%)	689 (20.7%)	654 (19.7%)	670 (20.1%)	590 (17.6%)	561 (16.7%)	▲ 29

※改正消費者安全法(平成28年4月1日施行)第10条の3に規定する登録試験機関による消費生活相談員資格試験に合格した者。

(2) 消費者行政担当の事務職員の配置：事務職員数は前年比減。

単位（人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
																	前年差	
全体	5,190	5,226	5,180	5,182	5,158	5,200	5,183	5,230	5,255	5,209	5,213	5,169	5,164	5,166	5,161	5,134	5,109	▲ 25
うち専任職員	1,494	1,570	1,588	1,560	1,528	1,531	1,497	1,489	1,478	1,440	1,413	1,389	1,356	1,342	1,362	1,335	1,348	13
うち兼務職員	3,696	3,656	3,592	3,622	3,630	3,669	3,686	3,741	3,777	3,769	3,800	3,780	3,808	3,824	3,799	3,799	3,761	▲ 38

※ 赤枠内は「令和7年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果（調査時点は令和7年4月1日）。

## 3. 消費生活相談員の処遇等の状況

(1) 消費生活相談員の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）：平均報酬額は全体で前年比増。

単位（円）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
														前年差	
全体	1,508	1,511	1,527	1,521	1,537	1,553	1,562	1,574	1,760	1,827	1,841	1,868	2,071	2,246	175
都道府県	1,470	1,440	1,459	1,472	1,490	1,508	1,513	1,516	1,749	1,831	1,793	1,835	2,138	2,337	199
政令市	1,650	1,615	1,626	1,634	1,644	1,639	1,645	1,654	1,973	2,038	2,034	2,055	2,317	2,484	167
市	1,466	1,477	1,500	1,481	1,496	1,515	1,526	1,536	1,692	1,759	1,772	1,792	1,991	2,163	172
区	2,237	2,241	2,253	2,268	2,277	2,292	2,283	2,297	2,751	2,872	2,772	2,798	3,068	3,254	186
町村	1,384	1,455	1,425	1,431	1,461	1,458	1,480	1,506	1,609	1,630	1,790	1,816	1,770	1,902	132

※令和2年以降は、会計年度任用職員等の非常勤職員（委託を含まない。）の報酬額及び賞与を含めて算出。

なお、賞与を含めずに算出した全体の平均報酬額は1,750円。

※全体には、広域連合及び一部事務組合を含む。

(2) 雇用期間の更新回数制限の有無

	令和7年		
	制限有		制限無
	前年度		
都道府県	46.8%	52.7%	53.2%
政令市	58.4%	68.6%	41.6%
市区町村等	22.5%	27.8%	77.5%
合計	28.9%	34.7%	71.1%

※「市区町村等」には広域連合及び一部事務組合を含む。

※「更新回数制限」とは、公募によらず能力実証等により同一者を再度任用できる回数の上限を設けている場合をいう。しかし、当該更新回数の上限を超えた場合でも、公募を経て同一者を再度任用することは可能。

(3) 雇止めの規定等の有無

	令和7年			
	規程有	前年差		規定無
都道府県	47	0	0	47
政令市	20	0	0	20
市区町村等	1,729	0	0	1,729
合計	1,796	0	0	1,796

※「雇止め」とは、条例、規程等（人事等の内部規程を含む。）において、非常勤職員として任用する消費者行政担当者について任用回数に上限を設け、上限を超えた場合には同一者を任用しないとする規定、若しくは同様の効果を持つ規定を置いている場合、又は一定の任用回数を超えた者を再度任用しない人事慣行が確認される場合をいう。

## 4. 消費者行政予算の状況

(1) 消費者行政予算の推移：令和7年度当初予算は前年度比増。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度	前年度差	増減率
	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	最終	当初	当初			
全自治体計	16,439	19,350	20,708	20,441	18,763	17,980	17,295	17,355	17,922	17,155	17,344	17,670	17,823	18,364	19,205	20,731	20,781	22,106	1,325	6.4%
基金及び 交付金	4,263 (25.9%)	6,891 (35.6%)	6,986 (33.7%)	6,911 (33.8%)	6,442 (34.3%)	5,873 (32.7%)	5,398 (31.2%)	5,651 (32.6%)	5,924 (33.1%)	3,990 (23.3%)	3,581 (20.6%)	3,319 (18.8%)	3,160 (17.7%)	3,186 (17.3%)	3,113 (16.2%)	2,915 (14.1%)	2,956 (14.2%)	3,003 (13.6%)	47	1.6%
自主財源	12,177 (74.1%)	12,459 (64.4%)	13,723 (66.3%)	13,530 (66.2%)	12,322 (65.7%)	12,108 (67.3%)	11,897 (68.8%)	11,704 (67.4%)	11,997 (66.9%)	13,165 (76.7%)	13,763 (79.4%)	14,351 (81.2%)	14,663 (82.3%)	15,178 (82.7%)	16,092 (83.8%)	17,816 (85.9%)	17,825 (85.8%)	19,103 (86.4%)	1,278	7.2%

※ 平成26年度の補正予算以降、地方消費者行政活性化交付金(基金)から地方消費者行政推進交付金へ移行し、平成30年度当初予算以降は、地方消費者行政強化交付金へ移行しているため、「基金及び交付金」欄については、平成25年度までは基金のみの額、平成26年度から令和2年度までは基金と交付金の合計額、令和3年度は交付金のみの額となっている(基金は令和2年度で活用終了)。

(2) 消費者行政予算のない市区町村数：令和7年度は前年度比減。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年度差
市区町村全体	223	144	114	139	135	138	141	160	125	133	138	156	163	165	172	179	174	▲ 5

※ 令和6年度までは最終予算であり、令和7年度は当初予算である。

※ 赤枠内は「令和7年度 地方消費者行政の現況調査」の調査結果(調査時点は令和7年4月1日)。

## 5. 事業の実施状況

(1) 相談・あっせん件数：相談件数及びあっせん件数は前年度比増。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
全自治体計	1,063,167	1,013,557	982,434	953,652	1,030,219	1,044,958	1,031,187	988,906	1,036,855	1,094,041	1,043,007	1,038,161	950,581	1,007,784	1,005,836	1,025,965	20,129
うちあっせん件数	73,610	73,000	70,471	71,790	82,493	86,303	86,316	86,633	86,072	84,084	93,658	93,271	85,386	101,352	99,225	103,453	4,228
あっせんの割合	6.9%	7.2%	7.2%	7.5%	8.0%	8.3%	8.4%	8.8%	8.3%	7.7%	9.0%	9.0%	9.0%	10.1%	9.9%	10.1%	0.2
都道府県	404,624	361,013	330,690	305,641	317,264	309,448	300,208	277,039	275,778	269,173	256,992	262,319	236,475	249,225	248,326	249,674	1,348
うちあっせん件数	20,591	19,148	17,669	17,432	19,237	20,275	18,540	17,790	17,727	15,804	17,235	17,772	16,122	20,186	20,043	20,458	415
あっせんの割合	5.1%	5.3%	5.3%	5.7%	6.1%	6.6%	6.2%	6.4%	6.4%	5.9%	6.7%	6.8%	6.8%	8.1%	8.1%	8.2%	0.1
政令市	182,369	187,135	189,889	181,143	199,389	200,419	197,733	190,978	192,870	194,949	188,139	184,448	167,682	179,592	181,162	183,609	2,447
うちあっせん件数	12,244	13,907	13,258	12,255	12,878	12,386	12,451	12,525	12,176	11,305	11,421	10,796	10,498	13,163	12,825	12,904	79
あっせんの割合	6.7%	7.4%	7.0%	6.8%	6.5%	6.2%	6.3%	6.6%	6.3%	5.8%	6.1%	5.9%	6.3%	7.3%	7.1%	7.0%	▲ 0.1
市区町村等	476,174	465,409	461,855	466,868	513,566	535,091	533,246	520,889	568,207	629,919	597,876	591,394	546,424	578,967	576,348	592,682	16,334
うちあっせん件数	40,775	39,945	39,544	42,103	50,378	53,642	55,325	56,318	56,169	56,975	65,002	64,703	58,766	68,003	66,357	70,091	3,734
あっせんの割合	8.6%	8.6%	8.6%	9.0%	9.8%	10.0%	10.4%	10.8%	9.9%	9.0%	10.9%	10.9%	10.8%	11.7%	11.5%	11.8%	0.3

※あっせん：単なる事業者への連絡や取次ぎではなく、事業者との間に立って、解決策を提示することなどにより、解決することを指す。

(2) 自治体職員、消費生活相談員の研修への参加：市区町村等の約64%で職員や相談員が研修に参加。

	都道府県							政令市							市区町村等						
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度差	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度差	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度差
研修参加自治体数	46	47	47	47	47	47	0	20	20	20	20	20	20	0	1,184	1,086	1,076	1,112	1,112	1,111	▲ 1
研修不参加自治体数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	545	643	653	617	617	618	1
参加自治体の割合	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	68.5%	62.8%	62.2%	64.3%	64.3%	64.3%	0.0